

【医療貸付】

物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金  
 (以下「本資金」という。)の取扱いに係るQ&A

<p>【目次】</p> <p>1. 本資金のお手続きについて                  Q1～Q2</p> <p>2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について                  Q3～Q24</p>
--

1. 本資金のお手続きについて

Q1 本資金はどのような融資制度でしょうか。

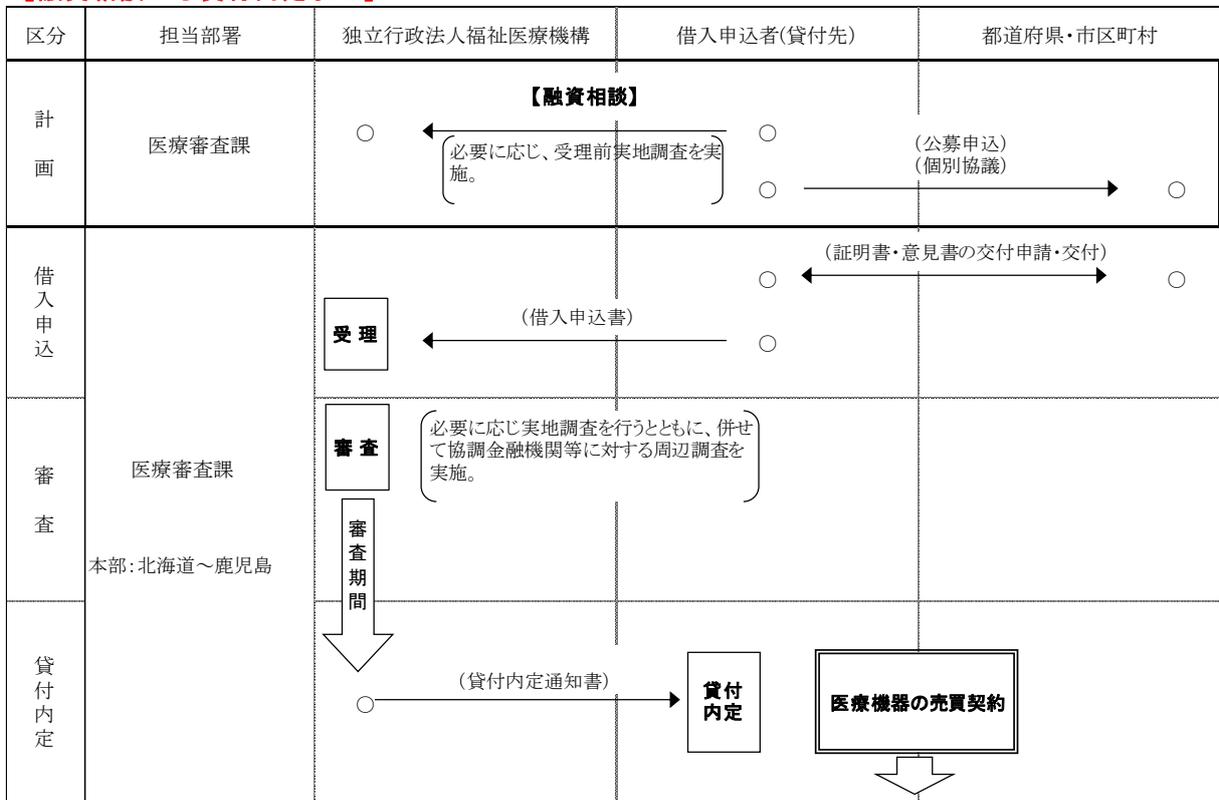
A1 物価高騰の影響により厳しい経営状況に置かれている病院において、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金について通常のメニューから優遇して融資を行います。

Q2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A2 流れは以下の通りです。

計画から事業完成までの流れ

【融資相談から貸付内定まで】



**【貸付契約以降】**

区分	担当部署	独立行政法人福祉医療機構	借入申込者(貸付先)	都道府県・市区町村
貸付契約	医療審査課	<p>(金銭消費貸借契約の締結) (抵当権設定登記手続き) (火災保険質権設定手続き)</p> <p>○ ← → ○</p> <p style="text-align: center;">(金銭消費貸借契約証書(写))</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">契約</div>	
資金交付	医療審査課 経理部資金課	<p>○ → ○</p> <p style="text-align: center;">(資金の払出)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資金交付</div>	
事業完成	医療審査課	<p>○ ← ○</p> <p style="text-align: center;">(事業完成報告書手続き)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業完成</div>	
債権管理	顧客業務部 顧客業務課	<p>○ ← → ○</p> <p style="text-align: center;">(元利金の回収及び担保・保証人等の管理)</p>		

2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について

Q3 「物価高騰の影響を受けた」とはどのような状況を指し、どのような場合に本資金の融資の対象となりますか。

A3 下記の要件を満たす病院が融資対象です。

- ① お申込みいただく病院における、申込時点で提出可能な直近月の試算表を、その前年または前々年と比較し経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が減少していることまたは、直近決算年度において、お申込みいただく病院単体もしくは法人全体の経常利益が赤字となっていること
- ② お申込み時に経営改善計画書を提出し、貸付契約を行った日から2年以内に、経営改善計画進捗状況書を提出すること。

Q4 民間金融機関が融資しないとはどのように確認しますか。

A4 お客さまに民間金融機関に申込を行ったが断われた経緯を提出いただき、それに基づき、当機構が金融機関に照会を行い、確認しております。

なお、当機構 HP に参考様式として「高額な医療機器の購入について「民間金融機関が融資しない」旨の申請書」を掲載しておりますので、ご活用ください。

Q5 高額な医療機器とは何ですか。

A5 一品 5,000 万円以上で売買契約を締結する医療機器を指します。

Q6 電子カルテ等の医療情報システムは対象になりますか。

A6 一品 5,000 万円以上となれば対象となります。

Q7 申込前に売買契約を締結しても良いのでしょうか。

A7 売買契約は本融資審査の内定後となります。

なお、審査内定前に売買契約を締結した場合は融資対象外となりますのでご注意ください。

Q8 先進医療に使用する機械とは何ですか。

A8 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する先進医療に使用する機械を指します。

Q9 融資額に上限はありますか。

A9 融資限度額は次のうち、いずれか低い額となります。

- ① 7.2億円
- ② 購入価格の80%
- ③ 担保評価額の80%

Q10 償還期間および据置期間は何年になりますか。

A10 償還期間および据置期間は、下表のとおりとなります。

① 民間金融機関が融資しない 高額な医療機器を購入する病院	② ①のうち、先進医療に使用する機械を 購入する病院
償還期間は5年以内 据置期間は2年以内	償還期間は10年以内 据置期間は5年以内

Q11 無利子期間はありますか。

A11 無利子期間の取り扱いについては、下表のとおりとなります。

① 民間金融機関が融資しない 高額な医療機器を購入する病院	② ①のうち、先進医療に使用する機械を 購入する病院
当初2年間無利子	当初5年間無利子

Q12 算定基礎となる経常利益の減少または費用の増加額等に関して、●%までなど制限を設けていますか。

A12 特段、制限を設けておりませんが、上記A4記載の融資対象となる要件をすべて満たす必要があります。

Q13 施設・事業の開業から1年未満ですが、本資金の融資対象となりますか。

A13 本資金は、開業から間もない場合のいわゆる新規開業資金への使用はできません。原則、開業から1年以上経過し、決算期を迎えている必要があります。

Q14 本資金の用途に制限はありますか。

A14 本資金は物価高騰の影響により厳しい経営状況に置かれている病院において、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金となりますので、当機構以外の既往借入金の繰上返済や借換資金、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等定められた用途以外に使用したことが確認された場合、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがありますのでご注意願います。

Q15 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることはできますか。

A15 再度、融資をお申込みいただくことは可能です。

ただし、再度、お申込みをいただいた時点におけるお客様の状況で審査を行うため、一定期間のお時間をいただくことや融資実行済の資金の使用用途を確認する場合がありますので、予めご承知おきください。

Q16 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合、改めて申込書は必要ですか。

A16 再度、融資のお申込みをいただく場合は、再度融資相談が必要となります。融資相談資料をご郵送ください。

Q17 過去に物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金（以下「物価高騰対応資金」という。）の融資を受け、現在、残高が残っている状況ですが、本資金の融資を受けることはできますか。

A17 お問い合わせの状況であっても本資金のお申込みは可能ですが、今回の審査において過去の融資の返済状況等を確認させていただくため、融資をお断りする場合や借入申込額の減額をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。なお、本融資を物価高騰対応資金の返済に充てることはできません。

Q18 連帯保証人は必要ですか。

A18 保証人不要制度をご希望いただけますが、審査の結果、連帯保証人として1名以上立てていただく場合もございますのでご了承ください。

また、保証人不要制度の利用にあたっては、0.15%が通常の貸付利率に上乗せされます。

#### 【個人のお客様の留意点】

個人のお客様で、個人保証でのお申込みをご希望の場合は、申込者本人以外の第三者を連帯保証人として1名以上立てていただく必要がございます。

また、申込者本人以外の第三者が保証参加する場合、原則として、公証役場において、保証意思の確認手続きを行っていただく必要があります。

Q19 借入申込は法人単位となりますか。

A19 原則、施設・事業単位での借入申込となります。

ただし、法人全体でのご返済が可能かどうか確認をいたしますので、法人全体でご返済が可能な範囲に減額していただく場合がございます。

Q20 病院以外も対象になりますか。

A20 本融資の対象は病院のみになります。

Q21 担保はどうなりますか。

A21 担保は、原則として土地、建物を提供していただきます。担保評価額の残存余力がない場合は、診療報酬債権又は動産を提供していただきます。

Q22 金利制度について教えてください。

A22 すべて固定金利です。

Q23 借入返済の途中で繰り上げて返済することはできますか。

A23 借入金の返済期限前に返済予定を繰り上げて借入金の一部または全部を返済することは可能です。

その場合、繰上償還に伴う弁済補償金が発生しますので、予めご承知おきください。

#### ※弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、当機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を財源として再運用（貸付）する場合にその時点での金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰り上げ償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担いただくものです。

Q24 本資金の融資に当たって、団体信用生命保険特約制度へ加入できますか。

A24 一定の要件を満たせば加入していただくことができます。

この制度に加入された場合、万が一融資を受けた方が死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額（1億円）を限度に借入金が保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。

同制度の詳細については、「外部リンク：公益財団法人社会福祉振興・試験センター」をご覧ください。

※その他不明点等ございましたら次の電話番号にお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

本資金専用番号 TEL 03-3438-9293